

教育功労賞受賞候補選定手続

(平成 27 年 12 月 15 日 制定)

選奨規程第 35 条による教育功労賞受賞候補の選定は、この手続に従って行う。

1. 教育賞委員会委員長（以下、委員長と略称する）は、教育関連の活動を行っている本会の組織の長、具体的には、各ソサイエティ会長、グループ運営委員長、各支部長、サービス委員会委員長、ア krediyteshon 委員会委員長、教科書委員会委員長等に対して、選奨規程第 32 条に対する候補の推薦を所定の用紙（別に定める）により毎年 9 月末までに提出することを依頼する。
2. 委員長は、委員会を開催し前項の推薦候補につき書類の欠落、候補の重複などを整理し、選定基準（別に定める）に基づいて審議し受賞候補を決定する。審議に際して、必要な場合には書面等により推薦候補の提出者に意見を求めることができる。
3. 委員長は、前項によって決定した受賞候補の功労と受賞者の氏名を示した調書を作成して 2 月下旬までに理事会に諮り承認を得て受賞者を決定する。

教育功労賞の選定基準

(平成 27 年 12 月 15 日 制定)

教育功労賞は、次の事項を全て満たしている個人を選定するものとする。

- a. 受賞者は、対象とする教育関連活動において原則 3 年以上にわたる功労実績を有する。
- b. 対象とする教育関連活動は、次のいずれかに該当する。
 - イ. ソサイエティまたはグループが開催する講習会、セミナー、チュートリアル、等の活動
 - ロ. 各支部が開催する講習会、セミナー、チュートリアル、等の活動
 - ハ. ア krediyteshon 委員会が実施する JABEE 関連業務
 - ニ. 本会が実施する子供の科学教室等の教育関連活動や技術者継続教育業務およびその関連業務
 - ホ. その他、本会の教育に関する組織における活動
- c. 受賞者は、対象とする教育関連活動において、次のいずれかに該当しそのエビデンスがある。
 - イ. 当該活動の内容が優れ、当該活動の受益者より高い評価を得ている。
 - ロ. 当該活動の優れた企画・運用の結果、当該活動の受益者または当該活動の企画・運用に携わる者が増加している。
 - ハ. 当該活動の内容、実施方法等の改善を施し、その効果が認められている。
 - ニ. 当該活動によって本会の教育関連活動の活性化に寄与している。
- d. 受賞対象の教育関連活動は、受賞者が過去に教育功労賞を受賞している場合、過去の受賞対象活動と重複していない。